平成２２年（フ）第６５２号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林51番地36　サンフォーレスト小岩井203号
債務者　上山　純子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６４号
岩手県岩手郡雫石町寺の下47番地13
債務者　三上　春美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８０号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第７地割530番地
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７０９号
岩手県花巻市大迫町内川目第24地割72番地、旧住所横浜市緑区小山町736番地６　クローバーハイツ102号
債務者　佐々木光昭
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７１８号
盛岡市東松園１丁目29番６―105号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７２１号
岩手県岩手郡雫石町長山七ツ田20番地５
債務者　夷森　光浩
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７２２号
盛岡市門２丁目８番16号　レフィナードＤ102号
債務者　菊池ひより
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４７８号
神戸市灘区倉石通３丁目１番19号　吉岡マンション301号
債務者　福江　真平
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４２号
兵庫県三田市つつじが丘南２丁目１番地２、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北４丁目８番地17
債務者　田中きみゑ
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５６号
兵庫県三田市つつじが丘南２丁目１番地２、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北４丁目８番地17
債務者　田中　伸明
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６０号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　１棟410号、従前の住所兵庫県加西市広原町111番地の２
債務者　深山　悦佳（旧氏名董悦）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７４号
神戸市長田区上池田１丁目７番３号、従前の住所神戸市長田区高取山町２丁目13番11号101号
債務者　中野　良昭
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８０号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番29―401号、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町３丁目１番12―202号
債務者　木原　　愛
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６号
青森県三沢市新森２丁目１番地５号
債務者　立花　賢一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第２６６４号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番15―201号
債務者　高田　　憲
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６０号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番11―404号
債務者　山田　　宏
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８８号
札幌市豊平区水車町６丁目２番30号　コーポ栄２－Ｃ号
債務者　高畑　一実
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部